

經濟論叢

第152卷 第1・2号

-
- 新技術の影響評価の枠組みについて……………田 尾 雅 夫 1
- ドイツ農業・土地制度史に関する
ベルリン国際学会の討議……………加 藤 房 雄 18
- 日本の原綿問題とインド省手形……………張 韓 模 39
- テレコム・エコノミックスにおける
公的規制をめぐって（2）……………西 田 達 昭 62
- アジア経済の国際的重層構造について……………李 東 碩 76
- ドイツ民主共和国の経済とコンビナート（2）北 村 喜 義 113
- 書 評**
- 栗田啓子『エンジニア・エコノミスト——
フランス公共経済学の成立』……………八 木 紀一郎 146
-

平成5年7・8月

京 都 大 学 經 済 学 會

日本の原綿問題とインド省手形

張 韓 模

I はじめに

本稿は、第1次大戦期日本の原綿問題¹⁾の発生過程とその解決の分析を通じて、当時世界経済と日本経済の関係を探るものである。第一次大戦期の原綿問題に対する体系的な研究はまだ見られない。しかし、断片的ながら本稿の先行研究とされるのは、前田薫一（〔26〕第5章）、霧見誠良（〔24〕第5節B項）があげられる。まず、両氏の研究を検討しよう。

第一に、原綿問題が発生した要因については、イギリスで発売されたインド省手形²⁾の売出制限によるものであるという共通認識を有している。つまり1916年12月に入ってから実施されたインド省手形売出制限によって印棉買付資金が欠乏し、結局原綿問題が発生した（前田，152頁，霧見，56頁）。第二に、この問題を解決しようとした日本の対策については、前田氏は本論で議論することとなるいくつかの対応策を紹介することに止まっており（前田，171-4頁）、霧見氏は、問題が発生してから横浜正金銀行（以下正金と略称）を通じる金現送策によって一度問題が解決されたが、1917年9月アメリカの金輸出禁止措置以後、問題が再び深刻化し、結局円為替圏（多角的為替決済）構築によって問題の解決が可能となった（霧見，56-58頁）と把握している。以上のような研究によると、第1次大戦期日本の原綿問題は、インド省手形売出制限→日本の

1) 本稿で使っている原綿問題というのは、(表1)で見られるように1917年から急激にインド棉の輸入が減少したことを意味する。

2) インド省手形については本山（〔27〕274-80頁）、J. M. Keynes（〔30〕訳76-92頁）、B. E. Dadachaji（〔29〕Introduction, 24-37頁）参照。

(表1) 日本の棉花輸入高

国 別	年次	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921
英 領 印 度	数量	4,004,458	4,142,667	4,896,782	5,133,005	4,495,140	2,903,201	3,574,731	4,194,838	4,406,717
	価格	143,039	145,448	139,705	165,189	204,311	210,084	287,930	357,582	181,707
	%	59.45	66.32	66.80	61.01	63.09	41.96	44.65	53.05	50.3
米 国	数量	1,720,082	1,369,625	1,614,661	2,206,231	1,704,661	2,509,530	3,113,461	3,273,461	3,486,143
	価格	64,220	59,996	55,653	79,370	84,085	205,108	286,122	339,164	217,436
	%	25.45	21.93	22.03	26.22	23.93	36.27	38.89	41.4	39.8
中 国	数量	575,248	416,901	591,932	656,758	643,467	1,231,001	993,636	203,477	560,484
	価格	16,505	11,750	15,337	19,678	30,596	88,736	76,730	12,722	24,130
	%	8.54	6.67	8.07	7.81	9.03	17.79	12.41	2.5	6.4
エジプト	数量	124,489	115,527	108,370	145,449	120,842	82,945	122,217	69,901	149,736
	価格	6,236	5,724	5,802	8,257	0,848	8,865	13,404	7,612	11,746
	%	1.85	1.85	1.48	1.73	1.70	1.20	1.53	0.88	1.7
朝 鮮	数量	33,774	45,986	38,573	52,826	77,686	93,901	86,983	69,901	0
	価格	864	1,522	1,186	1,483	3,703	7,073	6,695	7,612	0
	%	0.50	0.74	0.53	0.63	1.09	1.36	1.53	0.88	0
その他	数量	277,904	156,071	80,296	218,896	83,181	98,977	114,903	97,280	154,736
	価格	3,598	2,086	819	3,595	1,135	2,716	3,690	3,357	3,154
	%	4.13	2.50	1.10	2.60	1.17	1.43	1.44	1.23	1.8
合 計	数量	6,735,955	6,246,777	7,330,614	8,413,165	7,125,288	6,919,555	8,006,381	7,906,381	8,757,816
	価格	234,463	220,496	218,502	277,571	334,679	522,632	674,562	727,365	438,173

出所：「日本綿業統計」による。

単位：数量はピクル、価格は千円。1ピクルは100斤。価格は百単位で四捨五入した数字である。

原綿問題発生→正金の金現送策で問題解決→アメリカの金輸出禁止措置→円為替圏構築→原綿問題解決という流れで理解される。

しかしながら、この問題が正金の金現送策及び円為替圏構築の政策によって実際に解決されたのであろうか。霧見氏の主張する円為替圏構築の政策によって問題が解決されたとすれば、1918年からは原綿問題はなくなるはずである。ところが、(表1)をみると、少なくとも輸入量において1917年から1919年までは問題が存在したことがわかる。この問題を再認識するために、以下ではまず日本の棉花輸入がインド省手形にリンクされていた国際決済関係を整理し、次に、日本当局が打ち出した諸対策を検討する。

II 印棉輸入の決済関係——インド省手形の位置

日本の棉花消費における輸入棉花の割合は、棉花輸入税が撤廃された1896年には99%に至り、1897年からは100%を外国から輸入するようになった(高村直助 [23] 上265頁)。この棉花輸入量の国別割合を見ると、1890年代始めころの中国棉—インド棉—アメリカ棉という順番の輸入構造が、1897年から1920年半ばまではインド棉が第一位を占めることとなった(前掲書161頁)。この時期において、日本の紡績会社がインド棉花を使用して、それによる低い番手の綿糸生産に重点をおいたのは、次のような二つの特別な事情に起因するものである。つまり一つは、1910年代の日本紡績業の主な輸出市場が、アジア・アフリカ・中南米の比較的到低い消費水準の地域であったことと、もう一つは、この地域で競争国を圧倒する為には、混棉技術による比較的安いインド棉の使用が不可避であったことである(小野 [21] 198頁)。つまり「本邦紡績業今日ノ發達ヲ見タル重ナル原因ハ、品質ハ比較的不良ナルモ安値ナル印度棉ヲ巧ニ混交按配シタルニ依ルモノニシテ」(『勝田家文書』[9] 第84冊リールNo.46, 488頁, 以下『勝冊リNo.』と略称)という指摘のように、中国市場での価額優位を可能にするためには、インド棉使用が一つの条件となっていた。

日本の棉花輸出商によるインドでの棉花取引はボンベイ買付と棉花原産地で

の買付に大きく分けられる。1910年代におけるこの二つの買付高の割合は正確には知られていないが、「孟買市場に出廻るものは調製不完全なるのみならず、故意に劣等品を混ざるの悪習あり、且つ水気を含ましむる等頗る品質の統一を缺ぐものあるが故に孟買市場出廻るを待ちて買付を為すもの逐年減少の傾向にあり」(『大日本紡績連合会』〔7〕第320号19頁、以下『月報』と略称)という記録から、買付規模が増加すると共に、また輸出商がインド国内取引事情に精通していくにつれて、次第に原産地買付の方が増加していったと考えられる。実際に三井物産の場合、1916/17の総買付中原産地買付の割合が57% (木下〔22〕, 116頁)であったように1910年代になってから、ボンベイでの買付と原産地買付の割合はほぼ同率であったと言ってもよいだろう。

ところで、このように原産地買付とボンベイ買付を区別する理由は、その買付資金調達方法が大きく異なるからである。これは当時のインドの独特な事情に起因する。というのは、「印度人は……紙幣の通用を見ず、棉花買付の支払は態々重い一留比の銀貨を奥地へ運搬せぬばならぬ」(江商株式会社〔4〕, 101頁)ということである。つまり農村において、棉花買付に使用された貨幣は一般的にルピー銀貨だけであったため、出張員がボンベイから遠い地方までルピー貨を運ばないといけないことになる。しかし、巨額のルピー銀貨を運ぶのは、実際無理であったため、ここでボンベイ買付金融とは異なる原産地買付金融が行われたのである。

1910年代ボンベイでの買付の決済は、先物買付・現物買付共に棉花を引き受けた時点で支払った(横浜正金銀行調査課〔20〕3頁)³⁾。この決済資金は、輸出商が正金ボンベイ支店から輸出前貸金(Export Advance)による融資を受けて支払ったが(日本銀行調査局〔17〕96頁)、この時、受けた貨幣が必ずルピー銀貨であったかどうかは明らかではない。なぜならば、この時期になると、

3) ボンベイ買付の決済は、東印度棉花協会が正式に発足した1922年以前と以後において、差異がある。この差異は、主として先物取引の場合であるが、1922年以後は、東印度棉花協会傘下精算所で棉花到着以前中間計算の形を取っていた(江商株式会社〔4〕138-40頁参照)。

ボンベイの紙幣流通は他の地域よりある程度発展していたからである。いずれにせよ買付が終わると、棉花の船積みと同時に輸出商は荷為替⁴⁾を取込み、正金ボンベイ支店からの前貸金を決済することになる(前掲書97頁)。ここまで来ると、決済関係は正金ボンベイ支店と日本国内正金支店のみになるが、ここからは原産地買付と一緒に検討しよう。

先に述べたように原産地買付の場合、ルピー銀貨が要るので、出張員は地方でルピー銀貨を調達しなければならない。この方法は、正金ボンベイ支店振出一覧払手形であるフンディー(Hundy)の利用、インド政府本金庫の利用、ローカル・フンディーの使用などがあったが、フンディーの利用が普通であったと言う(江商株式会社, 101-2頁)。フンディーを用いる資金調達方法は次のようなものである。つまり棉花の出回り期になると、ボンベイの輸出商は正金の輸出前貸金により必要額をフンディーで受けると同時に、ボンベイ銀行本店と割り引き契約を結ぶ⁵⁾。次にフンディーは原産地の出張所に送られる。出張員は、このフンディーを地方のボンベイ銀行支店に提示して、代わりにルピー銀貨を受け入れる。または棉花ブローカーであるアラチヤにフンディーで支払って、アラチヤがボンベイ銀行支店からルピー銀貨を受け取る場合もあったが、それは比較的少ないケースであった。こうした過程を通していわゆるルピー銀貨での原産地買付が可能であったのである。出張員が買い付けた棉花が、ボンベイに到着すると⁶⁾、先のボンベイでの買付と同じように輸出商は荷為替を取り込み、正金からのフンディー貸金を決済することになる。一方フンディーは、地方のボンベイ銀行の支店を通して結局正金ボンベイ支店に着くようになるが、これを決済するためには正金ボンベイ支店への日本国内正金支店

4) この荷為替手形は、正金銀行を受取人とする棉花商のボンベイ支店振り出し日本国内本店支払いの為替手形である。金額は円貨表示。期間は一覧後60日払いが普通であった(日本銀行調査課 [17] 98頁)。

5) この契約の割り引き率は決められていないが、100ルピーに対して1.6アンナという記録がある(江商株式会社 [4] 102頁)。

6) 棉花が現産地からボンベイに到着するまでかかる時間は、約1ヶ月位である(高村 [23] 下203頁)。

るから、正金ロンドン支店は、ロンドンのインド省からインド省手形を買って、このインド省手形をボンベイの正金支店に送ると、ボンベイ正金支店と正金日本国内支店の決済は三角決済の形で終わることになったのである。ボンベイ正金支店は、このインド省手形をルピー銀貨に換えて、回って来るフンディーの決済ができた。つまり最終的に日本のインド棉花輸入の決済を可能にしたのは、このインド省手形であった。植民地インドの金為替本位制の軸となって発売されたインド省手形⁷⁾は、日本にとっては思わざる入超決済に利用された。

今まで述べた日本の棉花輸入に関わる複雑な決済関係を簡単に抽象化してみたのが(図1)である。この決済関係の下では、特にインド省手形の流れが切断されるとすれば、当然棉花輸入が難しくなるシステムであった。特に対印入超構造の日本にとっては、言うまでもなくイギリスでの正金ロンドン支店のインド省手形の買入がインド棉花輸入の必須不可欠な前提条件であったのである。

Ⅲ 原綿問題の対応策

日本の印棉輸入はロンドンでのインド省手形購入を条件とするものであったため、当然ながら、インド省手形売出制限措置は日本の印棉輸入に決定的な問題と呼び起こした⁸⁾。インド省手形売出制限というのは、売出額縮小と売出価格の引き上げという二つの側面がある。このうち、直接的に日本のインド棉花輸入に影響を与えたのは、1916年12月20日販売額の縮小制限措置からである。その後、1917年1月10日の申し込み者の制限(確定)の措置によって日本を代表して正金への割当が決められたが、毎週正金の割当額がどの程度であったかは明らかではない。ところが、「正金銀行が配分されたるカウンスル・ビルは毎週百十万留比」(『日本棉花週報』[18]第52号1頁、以下『週報』と略称)の記録と「英国が……カウンスル・ビルの売出を著しく制限し今日に於ては一週

7) 第1次大戦期のインドの幣制については、拙稿「第1次大戦期ルピー銀貨枯渇について」『経済論集』(京都大学)7号を参照されたい。

8) 当時日本の反応については、拙稿「朝鮮の陸地棉奨励政策」『研究年報』第5号(大阪経済法科大学アジア研究所)を参照されたい。

九百万留比となし中我国へ割宛額は七十万留比に過ぎず」(『大阪銀行集会所』〔3〕第242号22頁)の記録から推測は可能である。つまり、毎週120ラクが売出された1917年1月10日から7月25日までは11ラク、毎週90ラクが売出された8月1日から11月14日までは7ラクの割当であったのである。要するに、総売高に対して前者は9.1%、後者は7.8%の割当であった。このようなインド省手形売出制限措置以後の正金への割当高と制限措置以前の割当高を直接に比較することは、現在の資料の水準ではできない。しかし、1917年10月に計算された(表2)を参考にして当時の印棉輸入資金不足額の計算は可能である。

(表2)で示されている印棉輸入高は、1916年を基準にした輸入量と1917年の10月までの平均輸入価格を用いて計算した予想輸入高である。この予想輸入高は、しかしながら、実際に中国との貿易に必要とする印度棉花数量が約1,485,000俵(約4,455,000ピクル)であった(『勝23冊リNo.14』, 337頁)ことから、現実的な計算であったと考えられる。したがって、この計算によると、当時印棉輸入資金不足額は131,000,000円に達し、数量にして2,311,800ピクルの輸入減少を余儀なくせしめられた。

こうした2百30万ピクルの印棉輸入減少は、1916年を基準にして全体輸入量の約1/4、印度綿輸入の半分に相当する量であったため、何らかの対策を講じ

(表2) 印棉輸入における決済不能額の予想表

決済の予想	備考
印棉輸入額：255,000,000円	予想所要印棉：1,500,000俵(1俵170円の見積)
棉花以外の貿易出超額：70,000,000円	1916年10月—1917年9月基準
インド省手形買付け額：24,000,000円	将来1ヶ年割当高
為替買付高：30,000,000円	
為替資金調達不可能額：131,000,000円	

出所：「第三次計算、印度棉花問題」『勝田家文書』第23冊リールNo.14, 338による。

参考：1俵は3ピクルである。上記の為替買付高の数字は、計算当時の予想高であるか、それとも買付済み高であるかは不明確である。印棉輸入量は1916年基準、価格は1917年の平均値である。

ざるを得なかったのである。この対策として設けられたのは、主として輸出増加策、ジャバ砂糖の対印輸出計画⁹⁾、アメリカ棉への代用案、横浜正金銀行の金現送策があったと伝えられている（前田、163-77頁）。以下ではアメリカ棉への代用案、正金の金現送策の対策を検討し、その効果を分析する。

1 アメリカ棉への代用計画

1917年インド棉花輸入の問題が起きてから日本政府のアメリカ棉への代替計画について、前田氏は「現在我紡績業者の買付ける印棉五百十萬俵、米棉四十萬俵を変更して、米棉百萬俵印棉七十五萬俵を買入れることとすれば、米棉百斤七十圓として二億六千二百五十萬圓となり、而して印棉は百斤六十圓として一億三千五百萬圓に減少すべしといふ案（輸入価格相殺効果：引用者注）」であると紹介した後、続いてその実行については、綿糸布の原価問題により中国市場での厳しい競争があること、またインドの棉花輸出減少によりインド人民の日本の綿糸布に対する購買力が激減することなどをあげてその実行に反対論があったと説明している（前掲書164頁）。しかし前田氏が説明しているように、印棉輸入をアメリカ棉に代替するかどうかの決定要因が、中国市場での厳しい競争及びインドでの綿糸布の購買力減少問題だけであるとは考えられない。つまり当時の正金の副頭取山川勇木は、「印度棉の代わりに米棉を用いたらどうかと云ふことは、政府の希望もあったに違ひありませんぬ、けれども……聞く所によると、印度の棉で造ったものより米棉で造ったものは、出来上りがよいに違いないが、それだけ高く売れば宜しいけれども、矢張一六手は一六手にしかうれぬから、米棉を用ひては売り悪いさうです」（東京銀行集会所〔13〕24頁）と述べている。要するにインド棉をアメリカ棉に代用するかどうかを決

9) 輸出入バランスを取るための輸出奨励策は、結果的に1億前後の入超になった。それからジャバ砂糖のインド輸出計画は、日本の商社がジャバ島の砂糖を買い取り、それをインドに輸出するという一種の輸出為替買取り策である。しかし、この案は、既に正金銀行の手に約5千万円、台湾銀行に約3千万円、合計8千万円の対印輸出為替を買入れ得る的確な見込みが立ち、実行されなかったという（前田〔26〕172-4頁）。

(表3) アメリカ棉代用の場合の損益計算

番手別混棉比率				番手別混棉比率の損益計算			
	15番手以下	16-19番手	20-30番手		15番手以下	16-19番手	20-30番手
現在 混棉 比率	印棉:100%	印棉:90% 米棉:10%	印棉:75% 米棉:25%	棉花代	204.12	211.33	221.98
				工賃	22.00	21.60	20.00
				現場相場	235.00	245.00	270.00
				損益	+8.88	+12.23	+28102
場合 (1)	印棉:76.4% 米棉:23.6%	印棉:50% 米棉:50%	印棉:25% 米棉:75%	棉花代	220.77	239.23	255.90
				工賃	20.00	18.00	18.00
				現場相場	235.00	245.00	270.00
				損益	-5.77	-12.23	-3.90
				利益減少	14.65	24.03	31.92
場合 (2)	印棉:100%	印棉:75% 米棉:50%	印棉:50% 米棉:50%	棉花代		221.98	239.23
				工賃		20.00	18.00
				現場相場		245.00	270.00
				損益		+3.09	+12.77
				利益減少	0	9.50	15.25

出所:「第三次計算, 印度棉花問題」『勝田家文書』第23冊リールNo14, 339-343頁による。

参考:各損益計算の単位は円, 綿糸1梱生産に要する原料棉花の計算である。印棉割合には中国棉も含む。

定するには, 日本国内綿紡績業者の現実的な損益問題があったのである。こうした国内綿紡績業者の損益関係を具体的に検討するために(表3)を参照したい。

(表3)は1916年下半期から1917年上半期を基準年度にした, アメリカ棉の代用度別の損益計算である。〔場合(1)〕と〔場合(2)〕の計算の仕方は次の通りである。まず, 〔場合(1)〕は先に述べたように, インド省手形売出し制限措置による輸入不能量2,311,800ピクル(1億3千100万円)全部をアメリカ棉に代用する案である。この場合の損益は, 当時綿糸生産高が15番手以下505,200梱,

19-20番手462,639梱、20-30番手657,210梱（『勝23冊りNo.14』、340頁）であったので、（表3）の1梱当たり損失計算から、この〔場合(1)〕を実行すると、15番手以下綿糸生産の損失は2,915,005円、19-20番手の損失は5,658,074円、20-30番手の損失は2,563,119円になる。これらの絶対損失は合計11,136,198円に達し、結局「到底実行不可能ナリ」（前掲書346頁）の考えであると結んでいる。

次の〔場合(2)〕は、紡績会社の配当率を半減する程度でアメリカ棉を代用する場合の損益計算である。つまり当時紡績会社の1ヶ年配当金29,000,000円のうち、14,500,000円の利益減少をする程度でのアメリカ棉を使う案である。この計算によると、（表3）で示されているように、〔場合(1)〕と同じ計算方法から、全体利益減少は14,000,000円になる（前掲書342-3頁）。要するに、この14,000,000円の利益が減少するように混棉比率を変更すると、16-19番手綿糸生産においてはアメリカ棉の15%増加、20-30番手の綿糸生産においてはアメリカ棉の25%増加が得られ、これは数量における印棉輸入不能量2,311,800ピクルのうち、811,810ピクルのアメリカ棉輸入を可能にすることである。とすると、残り印棉輸入不能量は、数量にして1,454,251ピクル、金額にして約82,400,000円になるが、この金額は正金の正貨現送で解決されるだろうと見ている（前掲書343頁）。しかしながら、結果的に正貨現送によって残りの印棉輸入が可能であると計算したことも問題になるだけでなく、当時においても紡績会社は失った配当金14,000,000円を補うために積立金などを減らすことが予想されるが、これは現実的に困難なことであると紡績会社の利益減少による問題解決案の難しさを語っている（前掲書346頁）。

すなわち印度棉花のアメリカ棉への代用計画を実行するには、日本国内棉紡績業者の損失を強要することとなり、当然ながら紡績会社の反発を誘発するものであったと考えられる。しかし、この印棉問題は紡績会社自身の生き残るかどうかの岐路であったため、反発だけで問題が解決されるものではなかった。というのは、「米・支棉ヲ以テ印度棉ニ代用シ印度棉ヲ全然使用セザルコトハ、

本邦紡績業ノ現状ヲ維持スルコトヲ前提トシテ如何ニシテモ不能ナルガ如シ」(『勝84冊リNo.46』, 493頁) という指摘のように、当時日本紡績業が占めていた中国市場での輸出綿製品の価額競争の優位を維持するためには、いかにしても印度棉あるいは同等の低価棉花確保の必要があった。つまり少なくとも中国への綿製品(特に綿糸)輸出を維持するためには、何らかの対策を立てざるを得なかったのである。ここでまた次の二つの案が考えられた。一つは当時輸入可能な印度棉を全量を輸出綿糸生産に回し、国内消費棉花はアメリカ棉を使用する案(〔場合(3)〕と呼ぼう)で、もう一つは印度棉より安い中国棉輸入を伸ばすことによって、アメリカ棉輸入により起こる原価上昇を相殺する案(〔場合(4)〕と呼ぼう)である。

〔場合(3)〕の内容は、当時輸入可能であると判断した印棉2,190,000ピクルのうち、「支那其他輸出綿糸布原料トシテ印棉所要高一八二,000,000斤ハ従前ノ通り之ヲ使用スルトシ残三七,000,000斤ヲ内地消費ノ綿糸布原料トシテ使用スル場合ノ損益計算」(『勝23冊リNo.14』, 344頁)である。同計算によると、当時綿糸生産高1,926,000梱のうち、国内消費高は1,166,800梱であるが、この国内消費1,166,800梱の生産に必要な棉花をアメリカ棉で用いる時、その生産費は287,266,860円から327,910,550円に増加し、結局40,643,690円の生産費が増加することになる¹⁰⁾。要するに、この生産費増加分を消費者あるいは紡績会社に転嫁させる案である。が、紡績会社に転嫁するのは〔場合(2)〕で見たように容易ではないし、また消費者に転嫁するとすれば、綿糸価額の騰貴があると判断している(前掲書345頁)。政府当局は、当然ながら、物価上昇及び外国製綿糸の日本国内浸透を防ぐ意味で、結局消費者に生産費増加分全部を転嫁する

10) 当時日本国内の綿糸消費高は、15番手以下(全部印棉及び中国棉使用)485,000梱・16-19番手(印棉90%, 米棉10%)93,400梱・20-30番手(印棉75%, 米棉25%)433,000梱・31番手以上(全部米棉及びエジプト棉使用)155,400梱で、それぞれ生産費は、109,668,200円・31,755,660円・104,777,000円・45,066,000円、合計281,266,860円(原資料では287,266,860円)であった。この混棉比率を、15番手以下は印棉370,000ピクル以外は全部米棉、16-19番手以上は米棉100%に変えると、生産費がそれぞれ130,188,550円・27,086,000円・125,570,000円・45,066,000円、合計327,910,550円になり、生産費の増加は46,643,690円になると言う(『勝23冊リNo.14』〔9〕344頁参照)。

ことは望まなかったと考えられる。

次は〔場合(4)〕の内容を見てみよう。これは当時印度棉の輸入不能量を600,000ピクルで計算し¹¹⁾、印度棉輸入を696,000ピクル減らすと共にアメリカ棉を600,000ピクル、中国棉を96,000ピクル、合計696,000ピクルの輸入を増加させ、輸入価額の相殺を図る案（『勝84冊りNo.46』〔12〕495頁）である。この輸入棉花の価額相殺方法は以下の通りである。つまり印度棉・アメリカ棉・中国棉の1ピクル当たり輸入価額を各々37.44円・45.84円・35.35円に計算し、アメリカ棉及び中国棉増加額は27,504,000円と3,393,600円として合計30,897,600円である。これについて印度棉減少額は26,058,240円になり、増加額から減少額を引くと4,839,360円（前掲書496-7頁）になる。要するに、増加した輸入金額は割に少額で、輸入量においては以前と差異がないため、ある程度の輸入価額相殺が可能であるという案である。この計画が実行されたかどうかは明らかではないが、（表1）の示す1918年中国棉輸入の大幅な増加はこの考えが試みられたことをうかがわせる。

以上の四つの計画が正確にどのぐらいの比率で実行されたかを分析することは限界がある。しかし、少なくとも〔場合(1)〕と〔場合(3)〕は現実的に実行し難い案であったことは既に述べた通りである。とすると、アメリカ棉を代用して当時の原綿問題を解決する方法としては〔場合(2)〕と〔場合(4)〕の可能性があげられる。しかしながら、この〔場合(2)〕と〔場合(4)〕はインド省手形売出制限措置による輸入不能量のうち、正貨現送によって大量の印棉輸入ができることを前提しているところに問題がある。つまり次に述べる正金の金現送策が成功しない限り、このアメリカ棉代用案も単純な計画として止まるしか方法がなかったのである。

11) 印棉輸入不能量を600,000ピクルで計算したのは、おそらくこの計算が1917年11月にできたことに起因すると思われる。つまり、1916年12月インド省手形売出制限措置があった以後、1917年1年間印棉輸入高が約4,400,000ピクルになったことを前提した予想であったと考えられる。

2 横浜正金銀行の金現送策

原綿問題が発生してから日本政府は、インドでの棉花買付資金を調達する目的で正金を通じてインドに正貨を現送する救済策を展開したと言われている。つまり当時の正金の副頭取であった山川勇木は、「正金銀行は日本の金を印度へ輸出して為替資金の一大部分に充て居つたのであります」（東京銀行集会所、23頁）と述べているし、従来の研究をみても、「まず政府は、ニューヨークに累積する在外資金に注目し、横浜正金、台銀を通じて金を引出し、インドに送ることによって切抜けてきたが、……北米合州国に金輸出禁止の断行を余儀なくせしめ、結局印棉為替資金問題は解決の方途を失い……」（霧見誠良、56頁）と把握している。要するにアメリカの金輸出禁止措置までは金現送によって問題を解決することができたが、その以後から印棉決済資金問題が深刻化したという分析である。

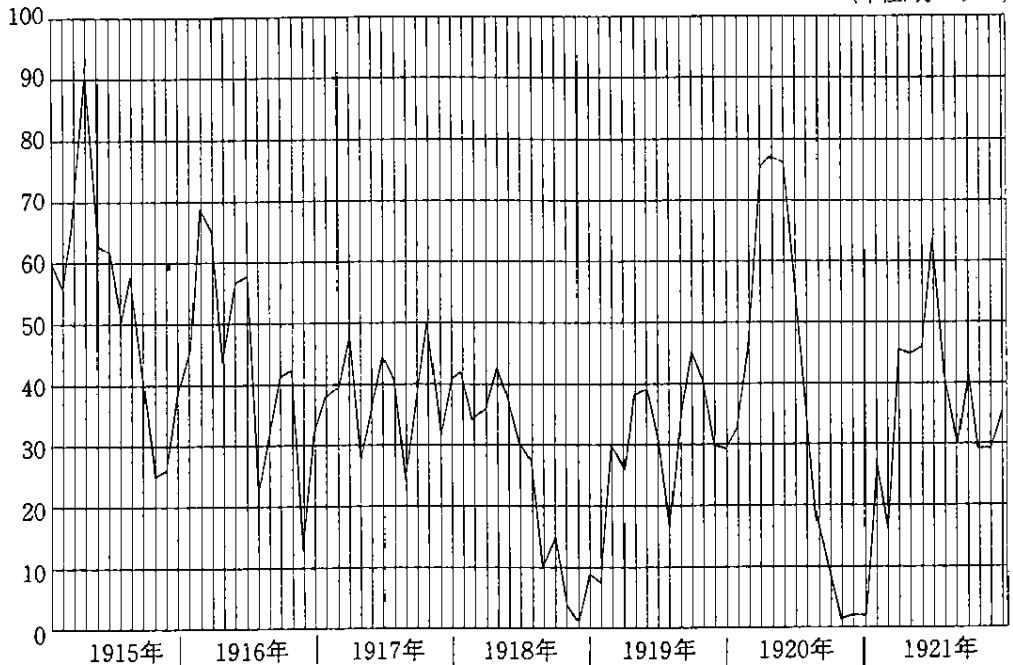
ところで、当時正金の記録ではこの問題について、「1917年1月から同年10月までの間に、金塊、外国金貨および本邦円の現送は、併せて9,370余万円に達した。このようにして、インド棉花の為替資金は十分に準備されたけれども、棉花相場の関係から印棉の輸入が激減した結果、正金はボンベイで多額の資金を私蔵しなければならなくなり……ところが翌年ルピー貨が騰貴し……多額の為替利益がもたらされた」（東京銀行〔12〕第2巻163頁）と伝えている。この記録によると、金を現送して棉花購入資金は準備されたけれども、原綿価額の騰貴によって印棉輸入が減少したということになる。

以上のような研究及び記録に対する本稿が持つ疑問は次の二つの点にある。第一に、正金の金送金によってアメリカの金輸出禁止措置（1917年9月）以前までは、少なくとも印度棉輸入問題は解決されたのか。第二に、1917年印度棉花輸入が激減したのは正金の記録のように実際に棉花相場によるものであったのか。この二つの疑問を解明しながら正金の金現送策の効果を検討しよう。

まず、(図2)で示されている月別印棉輸入高から年単位の輸入高を参照したい。棉花買付が10月から翌年5月まで行われるが、これはインド独特の気候、

(図2) インド綿月別輸入高

(単位: 万ピクル)

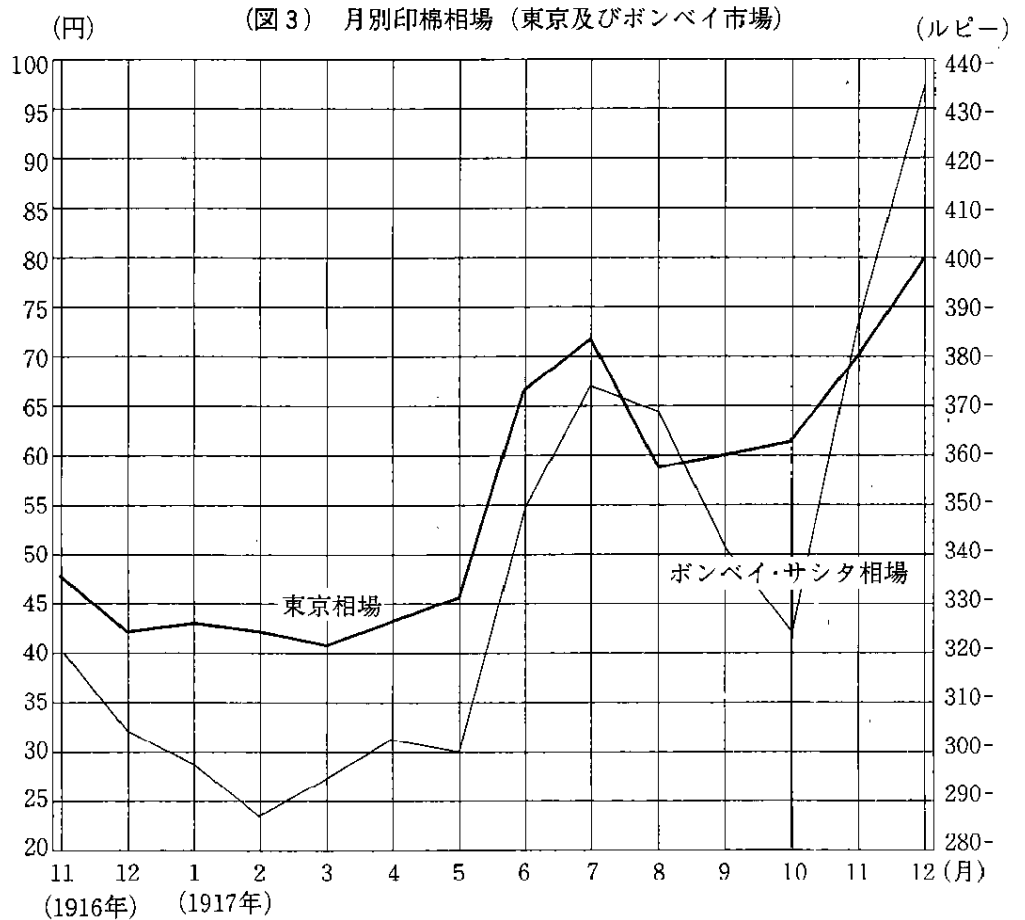


出所：『大日本紡績連合会月報』各号による。

参考：1ピクルスは100斤，千単位で四捨五入した統計である。

モンスーンによるものである。つまりモンスーンという雨季が終わると、次のモンスーン期まで雨が降らない。この間、棉花は播種され収穫が終わるのである。播種期が大体5月から11月までであるから、その収穫は10月から翌年5月になる（江商株式会社，6-12頁）。したがって、この棉花が日本に到着することを基準にする場合、年の上半期は高い水準，下半期は比較的低い水準になるのが一般的である。（図2）で示されている1915年・1916年・1920年・1921年の輸入高は正常の「上高下低」の現象であり，1917年から1919年までの輸入高は異常のある現象といえる。特に，霧見氏の主張する正金の金現送策によってアメリカの金輸出禁止措置までは問題が解決されたとする1917年の場合，非常に不自然な現象を見せている。もしアメリカの金輸出禁止措置までは問題が解決されていたとするならば，1917年の印棉輸入は，（図2）が示しているのと

反対の現象が起こるはずであるし、またアメリカの金輸出禁止措置以後から問題がもっと深刻化したとすれば、少なくとも1917年下半期の印棉輸入高は上半期より低いはずだが、その反対の輸入高を示している。すなわちなんらかの原因によって、正金の記録でも確認するごとく、インドに現送された金が棉花買



出所：東京相場は、朝鮮殖産銀行調査課、『朝鮮の棉花（三版）』112頁、ボンベイサシタ相場は、江商株式会社、『印度棉花事情』34-35頁により各々作成。
 備考：東京市場（太線）は、アコラ100斤建の相場で、ボンベイサシタ市場（細線）は、ベンゴル1キャンデー建ルピー相場である。各月相場は、月平均の数字である。
 参考：インド棉に限って、1ピクル=100斤=133.33ポンド、1キャンデー=784ポンド、1俵=300斤である。従って、1キャンデー=約2俵（6ピクル）である。

付に使われなかったことを示している。

次に、この原因を棉花相場から求める正金の資料を検討してみよう。先に述べたように1917年の印棉輸入のうち、実際に低い輸入量を記録したのは上半期である。しかし、インド棉花相場の大幅な上昇は、(図3)で見られるように東京相場も、ボンベイ相場も1917年の6月からのことである。(図2)の1917年度の月別印棉輸入高と(図3)の1917年度の棉花相場を一緒にみると、棉花相場と輸入量は逆関係であることがわかる。つまり1917年上半期におけるインド棉の輸入量が減少したのは、少なくとも棉花相場によるものではなかったといえるだろう。ここで棉花相場によって輸入量減少を説明する正金の記録に疑問の余地が生じる。

いかにして1917年上半期は、正金の救済策にもかかわらず低い輸入量を記録し、下半期にはインド省手形の売出制限の影響が厳然として存在した時であったが、他の年と比べて異常の現象と言われるほど高い輸入水準であったのか。この問いに答えるためには、正金の金現送の事実可否の問題ではなく、現送された金がインドで真に果していた役割を明らかにせねばならない。

先に引用した正金の資料によると、1917年に現送した金は1917年に使わずに1918年まで残されたことがわかる。金がそのまま残された原因を棉花相場から求める論理を捨てるとすれば、その原因はより確実に見えてくる。つまり金が現送されても棉花の買付に送られた金のすべてが役に立ったわけではなかったのである。実際に、1917年6月23日の『週報』は、「(救済策として：引用者注)銀行は倫敦宛印度為替を買ふの外途なく如斯枯息の手段にて到底救済の目的を達す可くも非ず、更に我国の在英正貨を印度に轉送する事、次で又我国の在米正貨を印度買付資金に振替ふる事を建議交渉せしむ解決実行するに至らず終に本年4月に至り」(第52号1頁)と伝えている。また続いて正金の金現送について、「金塊を現送するに至れり而るに印度は所謂跛本位制度に對外關係に於ては金本位なるも国内に於ては銀本位なるを以て貨幣に非ざる金塊は全く商品と異なる所なく不便実に少からず」と述べている。ここで二つの事実の確認

ができる。一つは金塊そのものは、貨幣ではなく一般商品と同じ性質であったこと、もう一つは4月に至るまで問題は解決されなかったことである。

ところが、この事実は当時のインド内部事情を鑑みれば、当然の結果でもある。先に述べたように棉花の買付に使われた貨幣はルピー銀貨であったし、また当時インドは劇甚なルピー枯渇の状態であった。更に1893年以来ルピー銀貨の自由鑄造まで禁止されていたのである。こうした状況では、現送された金のルピー銀貨への兌換ないし切り替えが必要不可欠である。正金が現送した金の種類は、上記の正金資料によると、金塊・外国金貨・本邦円貨になっている。しかし、これら正貨が棉花買付に使われるためには送られた正貨のルピー銀貨への兌換が必要であったし、また少なくとも正金ボンベイ支店が振り出すフンディーの決済に現送された正貨が使われる必要があった。しかしながら、ルピー銀貨枯渇の状態でのインドの銀行（主にボンベイ銀行）としては、ルピー銀貨ではない正貨でのフンディー決済に応じることが難しかったと考えられる。

更にインド政府は1917年6月29日金の輸入管理の布告と7月11日には銀輸入禁止を発表することに至ったが、その内容は次の通りである。金の輸入管理の布告は、金の自由輸入は認めるが、これを政府に売って紙幣と交換しなければならないという条件がついていた。そして銀は原則的に輸入禁止であるが、①インド政府の輸入②特許による銀貨・銀地金の輸入は除外するという内容である（大蔵省理財局〔1〕50-3頁）。これは金・銀による紙幣発行準備の確保をねらう法令であるが、それによって紙幣の流通は1917年に大幅に増加した（本山〔28〕72頁）。インドのこのような政策によって少なくとも正金の1917年7月以後の金現送は、インドで紙幣しか得られなかったと考えられる。

銀行間の決済は紙幣で可能であるが、問題は棉花輸出商が正金の輸出前貸金から紙幣を受けると、結局紙幣で棉花買付をしなければならないということである。とりわけ、当時紙幣のルピー銀貨への兌換が容易ではなかったし、また紙幣は15%から20%の間の割引で取引された（大蔵省理財局〔1〕45-6頁）。先に述べたように、当時インドでの棉花買付の方法は、ボンベイ買付と原産地

買付がある。このうち、特にルピー銀貨での決済を要求されたのは原産地買付の方であった。しかし、棉花買付の決済が両方とも紙幣で可能であったとしても、紙幣額面に対する15%ないし20%の割引の買付は、棉花輸入価格に計算されない損失になる。棉花輸出商がこの損失を自分の貸借勘定書にいれながら棉花を買うはずがないだろう。つまりルピー銀貨でない棉花取引は、売手も買手も棉花取引を忌避する理由があったのである。

ここで棉花相場関係から印棉の輸入が下落したという正金記録の意味が分析される。つまり正金銀行史記録の「棉花相場の引上による」ということは実際の相場の値上げではなく、紙幣額面価の割引による相対的値上げの意味だろう。正金はこの記録によって、印棉の輸入減少（日本の原綿問題）の責任を棉花商社に転嫁すると同時に、結局現送された金は1918年に繰り越しさせることとなり、正金だけが利益をあげることになった。

IV 原綿問題解決の条件

原綿問題を解決するために日本当局が自ら打ち出した対策は、以上の分析で明らかになったように解決に至らず、行詰りをたどることになった。(表1)及び(図2)をみると、1917年から1919年までの印度棉輸入は激減している。この現象の意味は日本の原綿問題（印棉輸入問題）が1917年から少なくとも1919年までには存在したことを裏付ける。

それでは、原綿問題の解決のキーはどこにあったのか¹²⁾。これを探るためにインド省手形売出の推移を参考にしたい¹³⁾。インド省手形売出は、1917年から制限がありながらも1918年10月12日まで販売が続いて行われたし、売出停止の後、1919年5月6日再び売出が再開された。実は、インド省手形総販売額においては、売出制限があった1917年以後がその以前より高かった。要するに、

12) 霧見氏は、(注9)で説明したジャバ砂糖買取策が印棉為替資金問題解決のカギであった(霧見[24]57頁)と述べているが、裏付ける証拠が提示されていない。

13) インド省手形売出推移については、(注7)の論文を参照されたい。

1917年当時からの印度当局のインド省手形売出制限措置というのは、その結果から言うと、販売額の制限より売出価格の制限であった。ところが、このインド省手形売出制限は日本にとっては、販売価格ではなく、販売額の制限となった。このような結果となったのは1917年1月10日の申し込み者制限措置である。つまりこの申し込み者制限措置によって、全体的に以前より販売額が増加したにもかかわらず、日本の割当は減少をこうむる結果となった。とすると、日本の印棉輸入問題が解決されるためには、申し込み者制限の措置が撤廃されるか、あるいは正金の割当率が引き上げられるかを条件とする。この申し込み者制限措置の撤廃は、1919年9月18日に発表された（大蔵省理財局〔2〕46頁）。

しかし、日本の印棉輸入問題の緩和は、この申し込み者制限措置の撤廃だけが唯一な方法とは言えない。つまりイギリスでのインド省手形の購入をしなくても、正金によって送られた金が棉花買付に使われる場合にも、この印棉輸入問題は緩和される。この問題をもっと深く議論するために（表1）を見てみよう。まず、問題が発生した1917年からどの位の印棉の輸入が減少したかを分析する必要があるが、本稿では1915/16年を基準年度として、その基準輸入量を約年5,000,000ピクルにしたい。印度棉輸入が下落に下落を続けた1917年から1919年の間、その減少幅は1917年約500,000ピクル、1918年約2,000,000ピクル、1919年約1,500,000ピクルである。つまり輸入が不可能であった印棉の量は、各々の年における結果的に500,000-2,000,000ピクルの間であった。印棉輸入におけるこの減少幅は、主として原産地買付の減少によるものであったと考えられる。実に、(株)東洋棉花の原産地買付高をみると、1917年から1919年にかけて大幅に減少している¹⁴⁾。また『週報』の「今期印度棉花の需給」という記事（第136号1頁）では、1918/19年度日本の印棉輸入予想高を計算しているが、輸入予想高すべてをボンベイ棉花市場出回高から求めて、約3,000,000ピクルが輸入されるだろうと予想している。つまりインド国内の棉花買付のうち、

14) (株)東洋棉花の原産地買付高は、1915/16年290,137俵、1916/17年268,222俵、1917/18年143,308俵、1918/19年147,244俵であった（木下〔22〕110-1頁）。

ボンベイ買付高だけを輸入高として計算しているわけである。これは先に分析したように、1910年代に入ってから原産地買付とボンベイでの買付が同率であったことに反する結果である。こうしたことによると、印棉輸入問題が解決されなかったのは、結果的に原産地買付における棉花買付の失敗が主な原因であったことがわかる。

原産地買付の決済に使われたのはルピー銀貨であったことは既に述べた通りであるが、印棉輸入問題が存在した期間における原産地買付が難しくなったのは、言うまでもなくインドでのルピー銀貨枯渇によるものであった。つまり紙幣での棉花買付の決済さえできたとすれば、正金の救済策である金現送策によって印度棉花輸入の問題は解決されたはずである。

ここでルピー銀貨枯渇問題の緩和が日本の原綿問題解決のもう一つの条件になる。先に第一の条件として設定したのは、インド省手形売出制約の撤廃であった。この両条件は、しかしながら、同じ意味である。インド省がインド省手形売出に制限を加えた理由は、インド国内の貨幣問題、つまり銀価の暴騰によるルピー銀貨への需要を押えるためであった。これは、当然ながら、ルピー銀貨枯渇問題を防ぐためである。したがって、インド省手形売出制限の撤廃は、逆にインドでのルピー銀貨枯渇問題の緩和を条件とするものであったのである。結局日本の原綿問題は、インドのルピー銀貨枯渇問題が解決されることを待つしか解決の方法がなかったのである。実際に『週報』は1919年5月24日「印棉為替問題の急務」という社説を通じて、「印度で銀価の問題がある限り為替問題は永続的現象であり」、これを避けるためには、「現金を印度に輸出して決済資金となすか、印度棉輸入数量を激減するか、綿布その他の輸出を増加してバランスを採るか」（『週報』第152号1頁）しか方法がないと1916年12月問題が発生した当時と同じ案を語っている。

V おわりに

本論で議論されてきた内容は次のようにまとめられる。

(1) 1910年代日本の棉花輸入は主としてインド棉に依存していたが、その輸入決済が日本の貿易構造上、またインド国内の棉花買付資金関係によってインド省手形にリンクされていた。

(2) 日本はインド棉花を輸入しなければならない状況からインド省手形売出制限措置は、日本産業問題に関わる大きな打撃であった。これを切り抜けるためにアメリカ棉代用案、また正金による金現送策などの対策が設けられた。しかしながら、インド内部の貨幣制度によって棉花買付には役に立たなかった。結局日本の原綿問題は、ルピー銀貨枯渇問題の緩和が解決の条件とされた。

結果的に日本の原綿問題は、1919年を最後にして解決されることになったが、これはインドのルピー銀貨枯渇問題が解決されたことによるものであった。ここで重要なのは、日本の原綿問題が当時国際金融問題に大きく絡んでいた事実に対する認識である。しかし本稿ではこの分析を行うことはできなかった。次の研究に期したい。

参考文献

1. 大蔵省理財局『印度貨幣制度』『調査月報』第19巻特別第1号、1929年。
2. 〃 臨時調査課『戦中戦後の印度証券』『財政経済調査』第1巻2号、1920年。
3. 大阪銀行集会所『大阪銀行通信録』第232号-第242号。
4. 江商株式会社『印度棉花事情』調581号、1932年。
5. 金融研究会『金と銀に就て』1930年。
6. 大日本紡績連合会『1903—1921、日本綿業統計』年代未詳。
7. 〃 『大日本紡績連合会月報』1914年-1921年。
8. 〃 『棉絲紡績事情参考書』第22次-第30次、1918年。
9. 『勝田家文書』第23冊（リールNo.14）「第3次計算、印度棉花問題」、第84冊（リールNo.46）「印度棉花輸入為替資金ノ件」、「印度棉花問題」、「米棉其他ノ棉花ヲ以テ印度棉ニ代用スルコトヲ得ルヤ」。
10. 東亜経済調査局『本邦に於ける棉花の需給』1932年。
11. 東亜研究所『印度金融制度の発展』1942年。
12. 東京銀行『横浜正金銀行全史』第二巻、1981年。

13. 東京銀行集会所『東京銀行通信録』第387号。
14. 東洋経済新報社『日本貿易精覧』1935年。
15. 日綿実業株式会社『日本綿花株式会社五十年史』1933年。
16. 日本銀行調査局『世界戦争開始以来最近ニ至ル迄ノ印度省証券賣出ノ状況』1925年。
17. 〃 『棉花ノ需給、相場、取引及金融ニ関スル調査』1926年。
18. 日本綿花株式会社『日本綿花週報』第28号-第210号（日本棉花協会所蔵）。
19. 日本綿花協会『綿花百年上・下』1969年。
20. 横浜正金銀行調査課『孟買ニ於ケル、1.東印度棉花協会、2.MACCADAM』『調査報告』第27号（1922年）。
21. 小野一一郎『インド紡績業の発展と日本におけるインド棉花の地位・役割の変化』『日印綿業交渉史』アジア経済研究所、1960年。
22. 木下悦二『日本商社のインド棉花買い付けの機構』『日印綿業交渉史』アジア経済研究所、1960年。
23. 高村直助『日本紡績業史序説上・下』塙書房、1971年。
24. 霧見誠良『円為替圏構想とその現実』『経済学雑誌』Vol. 67, No. 3, 大阪市立大学（1972年）。
25. 名和統一『日本紡績業の史的分析』潮流社、1948年。
26. 前田薫一『圓為替の研究』白鳳社、1925年。
27. 本山美彦『貨幣と世界システム』三嶺書房、1986年。
28. 〃 『国際金融と第三世界』三嶺書房、1987年。
29. B. E. Dadachanji, *History of Indian Currency and Exchange*, Bombay : D. B. Taraporevala Sons & Co., 1931.
30. J. M. Keynes, *Indian Currency and Finance*. 則武保夫・片山貞雄訳『インドの通貨と金融』東洋経済新報社（ケインズ全集、第1巻）1986年。